

タンク開放周期の個別延長に係る技術援助の実施細則

令和8年4月7日危保細則第6号

第1 目的

この細則は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が、特定屋外貯蔵タンクを保有する事業者等の依頼を受けて実施するタンク開放周期の個別延長に係る技術援助（以下「技術援助」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 技術援助の種類

実施する技術援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）（以下「規則」という。）
第62条の2の2 第1項による措置の評価
 - ア 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況評価
 - イ 危険物の貯蔵管理等の状況評価
 - ウ 特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況評価
- (2) 規則第62条の2の2 第2項による措置の評価
- (3) 上記(1)または(2)において一部に不適合と評価された場合の再評価
 - ア 不適合箇所のみ再評価
 - イ 全面の再評価

第3 技術援助の手続き等

- 1 技術援助を受けようとする者（以下「委託者」という。）は、様式第1の「技術援助委託書」（以下「委託書」という。）に、技術援助の種類に応じた図書等の資料（以下「図書等」という。）二部を添えて、協会に提出するものとする。
- 2 協会は、委託書の内容を確認のうえ、様式第2により技術援助契約書を二通作成し、捺印のうえ、委託者に送付するものとする。
- 3 委託者は、前項により送付された契約書に捺印のうえ、二通のうちの一通を協会に返送するとともに、危険物保安技術協会技術援助等実施規程第4条に定める受託料を協会の指定する口座に振り込むものとする。

第4 報告

協会は、技術援助が終了したときは、委託者に対し様式第3の報告書により報告を行うとともに、第3.1により提出された図書等のうち、一部について協会の証印を捺印のうえ、委託者に送付するものとする。

附 則

この細則は、令和8年5月1日から実施する。

技術援助委託書

*契約番号

年 月 日

危険物保安技術協会
理事長 殿

会社名； _____

所在地； _____

代表者名； _____

下記により、技術援助について委託します。

設置者	所在地	電話番号；			
	氏名				
設置場所					
タンクの呼称又は番号					
タンク容量					
設置の許可年月日及び許可番号					
設置の完成検査年月日及び検査番号					
所轄消防本部等					
希望契約期間		契約日 ~ 年 月 日 まで			
技術援助項目	タンク開放周期の個別延長に係る技術援助 1. 規則第6 2条の2の2 第1項による措置の評価 ア 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況評価 ① 新規コーティングの場合 ② 既存コーティングの場合 イ 危険物の貯蔵管理等の状況評価 ウ 特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況評価 ① 新規コーティングの場合 ② 既存コーティングの場合 2. 規則第6 2条の2の2 第2項による措置の評価 ① 新規コーティングの場合 ② 既存コーティングの場合 ③ コーティング無しの場合 3. 上記1または2において一部に不適合とされた場合の再評価 ア 不適合箇所のみ再評価 イ 全面的再評価				
連絡先	契約書	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号
		電子メールアドレス			
	住所				
	請求書	担当者名	担当部署名	事業所名	電話番号
電子メールアドレス					
住所					
*手数料	*消費税	*旅費	*合計	*受付欄	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 技術援助項目欄にあっては、該当する項目に○印を付すこと。
 - タンク1基ごとに作成すること。
 - *印の欄は記入しないこと。

技術援助契約書

		契約番号	—
<p>甲と乙は、タンク開放周期の個別延長に係る技術援助について、 年 月 日付け 「技術援助委託書」に基づき、下記のとおり契約を締結する。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 ; (甲) 危険物保安技術協会 代表者 ; 理事長 印</p> <p>所在地 ; (乙) 代表者 ; 印</p>			
契約期間		契約日 ~ 年 月 日 まで	
<p>契約内容 (該当する項目に○印をつける)</p>	<p>「技術援助委託書」の技術援助項目中 タンク開放周期の個別延長に係る技術援助</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規則第62条の2の2 第1項による措置の評価 <ol style="list-style-type: none"> ア 特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況評価 <ol style="list-style-type: none"> ① 新規コーティングの場合 ② 既存コーティングの場合 イ 危険物の貯蔵管理等の状況評価 ウ 特定屋外貯蔵タンクの腐食量に係る管理等の状況評価 <ol style="list-style-type: none"> ① 新規コーティングの場合 ② 既存コーティングの場合 2. 規則第62条の2の2 第2項による措置の評価 <ol style="list-style-type: none"> ① 新規コーティングの場合 ② 既存コーティングの場合 ③ コーティング無しの場合 3. 上記1または2において一部に不適合とされた場合の再評価 <ol style="list-style-type: none"> ア 不適合箇所のみ再評価 イ 全面の再評価 		
受託料	<p>手数料 円</p> <p>消費税 円</p> <p>旅費 円</p>	合計	円

備考 この契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、別途甲乙協議して定めるものとする。

様式第3

タンク開放周期の個別延長に係る
技術援助報告書

年 月 日		
殿		
危険物保安技術協会 理事長		
契約番号及び契約年月日	第 一 号	年 月 日
設置許可番号及び設置許可年月日	第 一 号	年 月 日
契約に係る特定屋外タンク 貯蔵所の設置場所		タンク 番号 (kl)
技術援助の結果を下記のとおり報告します。		
記		